

岩沼市生涯学習基本構想及び第四次生涯学習推進計画
(案)

岩沼市

目 次

第1編 生涯学習基本構想

第1章 策定の趣旨	1
第2章 基本理念	2
第3章 基本構想の期間	3
第4章 生涯学習を取り巻く現状	3
第5章 生涯学習の必要性	6
第6章 岩沼市が目指す生涯学習社会	7
第7章 基本構想の実現に向けた連携・協働	8

第2編 第四次生涯学習推進計画

第1章 計画策定の考え方	9
第2章 第三次推進計画における岩沼市の生涯学習の現状と課題	10
第3章 生涯学習推進のための主要な施策	14
第1節 ライフステージに応じた学習	14
第2節 生涯学習の推進施策	15
基本目標Ⅰ いきいきとした健康的な生活の増進	15
基本目標Ⅱ 豊かな創造性の醸成	16
基本目標Ⅲ 地域文化の創造	18
基本目標Ⅳ 快適な生活環境の確立	19
第3節 生涯学習推進体制の確立	20
基本目標Ⅴ 学習を支える環境の整備	20
第4節 学習の場の整備・充実	22
第5節 学習指導者の充実	23
第6節 学習情報の発信	23
第7節 学習成果の活用	24
第8節 生涯学習施策の評価	24

第3編 資料編

市民満足度調査における生涯学習に関する市民の意識	
社会教育施設の利用状況	
社会体育施設等の利用状況	
岩沼市生涯学習推進本部設置要綱	
岩沼市第四次生涯学習推進計画策定経過	

第 1 編 生涯学習基本構想

第1編 生涯学習基本構想

第1章 策定の趣旨

本市は、これまで「岩沼市生涯学習基本構想・生涯学習推進計画」（以下、それぞれ「基本構想」、「推進計画」という。）を策定し、総合的かつ計画的に生涯学習^{※1}に関する施策を推進してきました。

策定から今日まで、人生100年時代の到来、グローバル化やデジタルトランスフォーメーション（DX）^{※2}の進展、東日本大震災をはじめ頻発する大規模自然災害や新興感染症への対応など、社会が目まぐるしく変化し続けています。こうした予測困難な時代において、一人ひとりが変化を前向きに受け止め、未来の社会を自立的に生きていくことが求められているとともに、市民の学習ニーズが多様化・高度化するなど、本市の生涯学習を取り巻く状況や生涯学習の担う役割も大きく変化しています。

このような中、これまでの基本構想及び推進計画並びに「いわぬま未来構想」の計画期間が終了することから、本基本構想では、本市の現状と課題を踏まえつつ、「岩沼市総合計画～基本構想～」（以下、「総合計画」という）の下に見直しを行い、将来を展望した本市における生涯学習推進のための基本的な考え方とその方向性を示します。

※1 人々が自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的意思に基づいて行うことを基本とし、必要に応じて自己に適した手段・方法を自ら選んで、生涯を通じて行う学習。

※2 企業が外部エコシステム（顧客、市場）の劇的な変化に対応しつつ、内部エコシステム（組織、文化、従業員）の変革を牽引しながら、第3のプラットフォーム（クラウド、モビリティ、ビッグデータ/アナリティクス、ソーシャル技術）を利用して、新しい製品やサービス、新しいビジネスモデルを通して、ネットとリアルの両面での顧客エクスペリエンスの変革を図ることで価値を創出し、競争上の優位性を確立すること（内閣官房 IT 総合戦略室「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画 令和2年7月17日閣議決定」より）

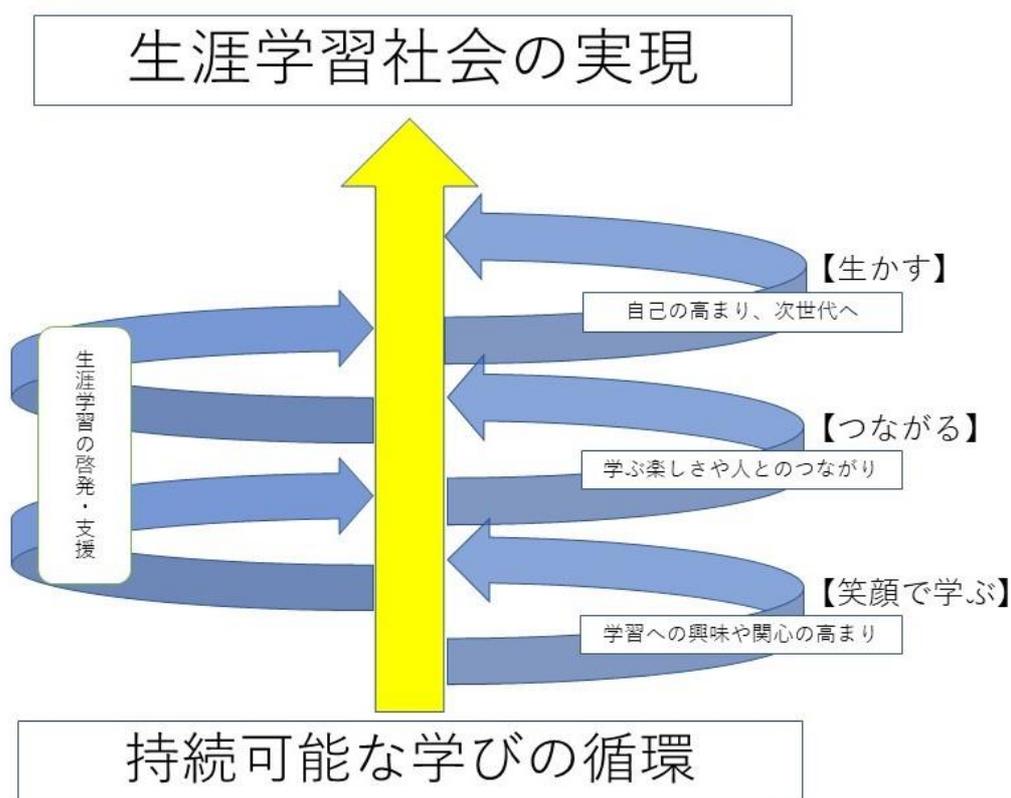
ただし、デジタルトランスフォーメーションの定義は、使い方も人や場面によってまちまちであり、厳密には一致していない。

第2章 基本理念

本市では、市民一人ひとりが自発的な学習を継続し、学習の成果が適切に評価され、地域社会において効果的に生かすことができる持続可能な学びの循環を通じて生涯学習社会の実現を目指します。

そのために、市民の学習への興味・関心を高め、いつでも、どこでも、誰でも、いつまでも学ぶことができる学習環境づくりを進めるとともに、市民一人ひとりの継続した学習を支援していきます。

また、様々な社会変化に伴い、生涯学習の方法も多様化していることから、文化・スポーツなど公共施設における生涯学習だけでなく、企業や地域と連携しながら、デジタル技術も活用しつつ、あらゆる機会や場所、方法で行われる生涯学習への支援に努めます。



※3 Information and Communication Technology(情報通信技術)の略。IT(Information Technology)とほぼ同意の意味を持つが、コンピューター関連の技術をIT、コンピューター技術の活用に着目する場合をICTと、区別して用いる。

第3章 基本構想の期間

本基本構想は、総合計画の計画期間に合わせ、令和6年度（2024年度）から令和15年度（2033年度）までの10年間とします。

なお、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを図ります。

第4章 生涯学習を取り巻く現状

1. 少子化と人口減少

少子化・人口減少が著しい我が国では、質の高い教育により一人ひとりの生産性や創造性を一段と伸ばさせ、グローバル化やDXが一層進展する社会に対応し、持続的な発展を生み出す人材育成が急務となっています。

こうした課題の解決に向けて、生涯学習においては、子どもたちをはじめ学習者を主体として、他者との協働や課題解決型学習など、様々な活動を通して、深い学びを体験し、自ら思考することを重視する考え方が重要とされています。

本市では、ジュニア・リーダー活動や里山体験学習などの青少年を中心とした生涯学習施策を充実させることにより、子どもたちの学びの動機付けや知的好奇心・探求心を高めるとともに、知徳体のバランスの取れた人間形成に資することが期待されます。

2. 人生100年時代の到来

人生100年時代においては、学校教育における学びの多様化とともに、「学校教育以外の学び」の重要性が再認識され、社会人の学び直し（リカレント教育^{※4}）などの生涯学習のニーズが高まっています。

また、ライフステージの変化（結婚、出産、育児、介護、病気、退職など）に応じて生じる様々な課題や悩みの中で、「人生を豊かにするための学び」や「他者との学びあい」を身近なものとすることや、エイジフリーな社会に対応した学習機会の確保が求められています。

本市では、時代や環境の変化に応じて、生涯学習関連施設のあり方を模索しつつ、各種講座や講演会等の充実、社会人の学習機会の確保、情報発信の強化や学習支援など、あらゆる市民が学習しやすい環境づくりを進めていくことが望ましいと考えられます。

^{※4} リカレント教育とは、学校教育を修了した後、社会人が再び学校等で受ける教育のこと（recurrent:循環）。職業から離れて行われるものか、職業に就きながら行われるものかを問わず、職業に必要とされるスキルを身につけるためのリスキリングや、職業とは直接的には結びつかない技術や教養等に関する学び直しを含む概念として用いている。（「教育振興計画 令和5年6月16日閣議決定」より）

3. 家庭や地域の教育力の低下

都市化、少子化、核家族化、地縁的なつながりの希薄化などを背景に、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。

こうした中、学校や地域の人々が連携を図りながら、学びを支える地域コミュニティとしての結びつきを強めていくことは、防災・防犯など、住民の安全・安心を守る環境づくりや家庭及び地域の教育力向上につながるるとともに、生涯学習の振興や住民の社会参画を進める上でとても重要です。

本市には、家庭教育支援チーム、放課後子ども教室など、地域の担い手の方々の協力・支援による取組が数多く存在しています。こうした生涯学習による学びを一層推進することにより、市民が主体的に学ぶ意思を持ち、教え学び合う当事者となり、その学習の成果が地域における活動に還元され、「自助・共助」や「協働・連携」の機運が醸成されるような「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環が生まれることが期待されます。

4. 高度情報化の進展とライフスタイルの変化

新型コロナウイルス感染症の影響により、国際経済の停滞、グローバルな人的交流の減少、体験活動の機会の減少などの事態が生じた一方、ICT^{※4}の活用による遠隔・オンライン教育が進展し、学びの変容がもたらされました。DXの進展は社会により良い変化をもたらす可能性のある変革として注目されており、ICTの活用などによる柔軟な学習機会の一層の充実やデジタルデバイド^{※5}の解消、デジタルリテラシー^{※6}の向上に向けた取組を進めることが必要と考えられます。

デジタル社会では、市民の生活環境やライフスタイルも急速に変化しています。インターネットやSNS^{※7}の利用拡大により、様々な情報の入手が容易となりましたが、情報の氾濫や個人情報の流出、デジタル技術を悪用した犯罪やSNSによるいじめや誹謗中傷などのリスクが高まってきており、情報セキュリティや情報モラルを含む情報活用能力の育成が求められています。

※5 インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。

※6 デジタル技術に関して十分な理解を持ち、それを適切に活用することができる能力のこと。

※7 Social Networking Service の略。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

5. SDGs（持続可能な開発目標）の推進

気候変動やエネルギー問題、国際情勢の変動などの世界的・社会的課題に関し、2015年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」には、持続可能な開発目標（SDGs）として17のゴール（国際目標）が掲げられています。この目標は、誰一人として取り残さない「包摂性」、すべての利害関係者が役割を持つ「参画性」、社会・経済・環境に統合的に取り組む「統合性」が特徴とされており、目標4では「すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ことが掲げられています。

本市においても、こうしたSDGsの視点を踏まえた施策の展開が求められます。

【SDGsの17のゴール】(国際連合広報センターHP)



第5章 生涯学習の必要性

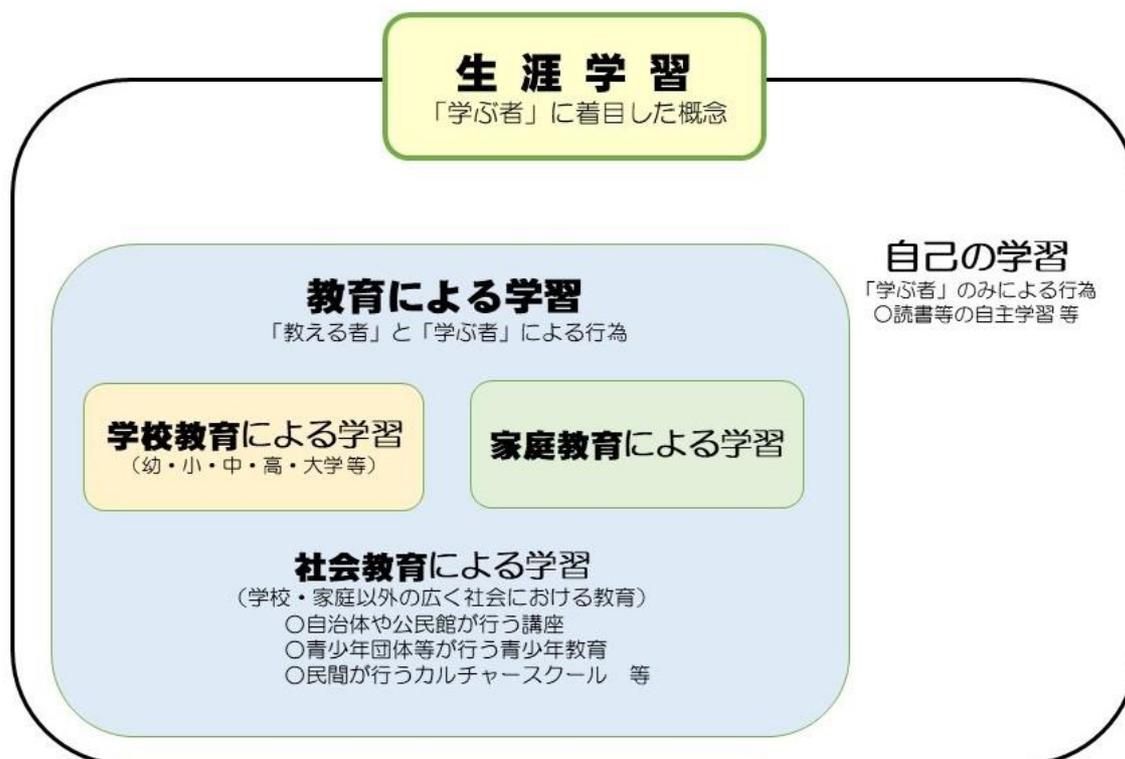
教育基本法には、生涯学習の理念として、「国民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と明記されています。

また、教育に関する基本的な理念として、生涯学習社会の実現を定めるとともに、社会教育や家庭教育などを包括する生涯学習の重要性が示されています。

急激な社会情勢の変化に対応するためには、常に新しい知識や技術を習得していくとともに、生涯にわたり継続した学習が必要です。加えて、教養を高め、多様な人々と出会い、自己実現を図るための学習は、人生100年時代において、いつまでも生きがいをもって心豊かな生活を送ることに寄与するものです。

今後も生涯学習を推進していくことは、市民一人ひとりの健やかな暮らしを支え、次代を担うひとづくりと地域の文化を育むことにつながり、岩沼市が目指す将来像である「ひとが集い 輝くまち いわぬま」の実現に向けて、大切に意義のあることです。

【生涯学習とは】



第6章 岩沼市が目指す生涯学習社会

本基本構想では、市民一人ひとりが、生涯にわたる学習を通じて、自己の充実や生活の質の向上を図ることとし、あらゆる市民が自らの関心に基づき、自主的・主体的に【笑顔で学ぶ・つながる・生かす】ことができる生涯学習社会の実現に向けた環境づくりを進めます。

併せて、生涯学習の取組を通して、子育て環境の充実や安全・安心な地域づくりなど、地域課題の解決に向けて市民自ら行動し、互いに助け合う機運を醸成することにより、総合計画に掲げるまちづくりへの寄与を目指します。

こうした本基本構想の実現に向けて、次の5つの基本目標を掲げます。

【基本目標】

- I いきいきとした健康的な生活の増進
- II 豊かな創造性の醸成
- III 地域文化の創造
- IV 快適な生活環境の確立
- V 学習を支える環境の整備

これらの基本目標を達成するための具体的な施策を推進計画において示し、学校、家庭、地域社会、民間企業、行政など、あらゆる領域の教育機能の連携を重視しながら、学習機会の提供や学習施設の機能強化などを行うとともに、諸施策の推進に当たっては、市民等との協働により実施することとします。

第7章 基本構想の実現に向けた連携・協働

学びの多様化・高度化が進んでいる中、それらに対応し、市民の生涯学習をなお一層推進するためには、行政のみならず市民、企業、団体、NPO^{※8}などが、それぞれの特性や専門性を生かし、次のように適切に行動するとともに、互いに連携・協働することが大切です。

(1) 行政

行政は市民のニーズに応じた学習情報を収集・提供するとともに、市民一人ひとりに、生涯にわたり必要に応じた学習機会を提供することができるよう、総合的に学習環境を整備し、市民の学習活動を支援していきます。

(2) 市民

学習の主体者である市民一人ひとりが、個人の能力と学習意欲に基づき、学校・家庭・地域社会における様々な活動やあらゆる機会を通じて、自分に合った手段と方法により、生涯にわたり学習活動を行うことが大切です。

また、学習成果を地域活動やボランティア活動などを通じて、地域社会に役立てていくことが期待されます。

(3) 企業・団体・NPOなど

企業・団体・NPOなどにおいては、それぞれの特性や専門性を生かして、市民の様々なニーズに対応した学習支援を実践するために、地域社会に対する学習機会や施設の提供、指導者の派遣などの支援が期待されます。

※8 営利を目的とせず、政府からも自立して、福祉・まちづくり・環境保全・国際交流・災害救護などの様々な社会貢献活動を行う民間組織の総称。

第 2 編 第四次生涯学習推進計画

第2編 第四次生涯学習推進計画

第1章 計画策定の考え方

1. 計画策定の考え方

第三次推進計画策定から5年が経過し、急激な社会変化の中、生涯学習をめぐる環境や市民の学習ニーズの変化に対応する必要があります。

第四次推進計画は、基本構想や総合計画をはじめ関連計画との整合を図るとともに、岩沼市における生涯学習の現状及び課題を踏まえた見直しを行い、市民と行政、企業などが協働して生涯学習のまちづくりを推進する計画として策定するものです。

2. 計画の期間

第四次推進計画の計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。



3. 計画の進行管理

第四次推進計画の効果的な推進を図るため、適宜、評価を行い、より良い施策展開に努めるとともに、計画の進捗状況や社会情勢の変化などに応じて見直しを行います。

第2章 第三次推進計画における岩沼市の生涯学習の現状と課題

1. 生涯学習の振興

〔現状〕

- 子育て世代への支援のため、家庭教育支援チームや子ども・子育て支援の担当部署と共に、毎月の子育て支援情報が掲載されたハッピーチャイルドカレンダーを作成しているほか、就学時健康診断など、多くの保護者が集まる機会を活用して、子育てや家庭教育に関する講座を実施しています。令和5年度からは、市内各小学校にて早寝早起き朝ご飯啓発活動をスタートしています。
- 放課後における子どもたちの安全・安心な居場所の一つとして、地域住民、ボランティアなどの協力を得て、市内すべての小学校に放課後子ども教室を設置しています。また、地域社会と学校との協働により、グリーンピア岩沼での里山体験学習を実施しており、里山が持つ役割や魅力、自然の素晴らしさについて学んでいます。様々な学びを通して、異年齢・異世代間交流や子どもたちの生きる力を育む取組を進めています。
- ジュニア・リーダー初級研修会の実施や玉浦地区防災キャンプを子ども会育成会と共催するなど、学習指導者の充実も図りながら、将来の社会を担う青少年の育成に努めています。
- 岩沼に愛着を持つ人材育成事業では、岩沼の郷土料理である、はらこ飯の学習や二木の松俳句大会の実施など、地域の人材を生かした事業を行っています。
- 市民図書館では、市民団体と協働して読み聞かせの機会拡充、まちかどギャラリーでの各種文化芸術作品の展示、セミナールームで保管する電子顕微鏡を活用した学習などを行うことにより、まちなかの図書館として多くの市民に利用されています。
- 市民会館や中央公民館、市内のコミュニティセンターでは、生涯学習の拠点として、社会人や高齢者向けの様々な講座を開催するとともに、毎年、講座受講者等が参加し、日頃の活動の成果を発表するいわぬま市民交流フェスティバルを開催しています。
- 社会教育関係団体への活動支援として、市民会館や中央公民館の施設使用料の減免、補助金の交付などを行っています。
- 中学校の文化部活動については、企業や地域指導者の協力をいただき、市民会館等を拠点とした専門指導者による指導を継続しています。

〔課題〕

- 社会全体で子育て活動を支援し、家庭や地域の教育力向上を図る体制の強化や施策の充実が求められています。

- 多様化・高度化する市民の学習ニーズに対応するため、学習機会の充実や相談機能・コーディネート機能の強化を図るとともに、学校・地域・企業・団体・NPOなどと連携・協働し合う仕組みづくりを構築する必要があります。
- 学習成果の活用と地域社会への還元を促進する仕組みづくりや、仕事や家族に注力しているため、生涯学習に触れる機会が少ない青年期から中年期の市民への生涯学習関連情報の提供及び参加の促進、スマートフォンおよびタブレットを活用した教育アプリケーションやデジタルコラボレーションツール^{※9}（ZoomやMicrosoft Teams等）といったデジタルツールとデジタルツールを駆使して生涯学習の場を提供する人材の育成等が課題となっています。
- また、デジタルツールの活用に伴い、個人情報保護とデータのセキュリティを確保する必要があります
- 時代や環境の変化に伴い、社会教育関係団体とその他市民活動団体を活動内容によって区分することが難しくなっています。一方、社会教育関係団体は補助金の交付や施設使用料に減免が発生するなど、取扱いに差異が生じることから、社会変化に合わせて、随時制度の見直しを行うことが望ましいと考えます。
- 休日の部活動の段階的な地域移行では、地域クラブ活動を行う場所や指導者の確保、活動環境の整備、部活動に対する意識改革など様々な課題があります。今後、平日の部活動のあり方も含め、学校や関係団体等の意見も踏まえて対応していく必要があります。

2. 青少年の健全育成

〔現状〕

- 小学校への子どもと親の相談員の配置や青少年室を設置し、児童生徒及び保護者、教員、青少年の相談に応じ、適切な指導・助言を行うとともに、不登校児童・生徒への支援や青少年の非行防止、健全育成活動に取り組んできました。
- 関係団体などや地域住民で組織する子ども110番の家やふれあいパトロール隊との協働により、街頭巡回指導や環境浄化活動、子どもの見守り活動などに取り組んできました。
- 関係団体などとの協働による子ども会活動の指導者養成、青少年の社会参加を促すための体験学習に取り組んできました。

^{※9} コラボレーションツールとは、組織やチーム内のコミュニケーションや情報共有をサポートするソフトウェアやサービスを指す。社内のファイル共有、プロジェクトの進捗管理、チャット機能やWeb会議システムの機能を含む製品がある。

- 市の福祉担当部局及び福祉関係団体などと連携し、不登校・引きこもりサポートネットワーク検討会、生活困窮者自立支援事業、要保護児童対策地域協議会を通して、情報共有や不登校等の改善に向けた協議を定期的に行っています。
- 市内小中学校におけるケース会議の参加や岩沼警察署生活安全課と連携し、不登校児童生徒への働きかけを行っています。

〔課題〕

- 不登校児童・生徒が増加傾向にあることから、市の福祉担当部局並びに関係機関・団体との連携を強化し、こうした子どもたちや家族への支援を行っていくことが重要と考えます。
- SNS等によるいじめ増加が課題となっていることから、学校、家庭、地域や警察などの関係機関が連携し、いじめの早期発見や未然防止に努め、社会の変化に対応した子どもたちの安全・安心の確保に取り組むことが重要と考えます。

3. 文化・芸術の振興、文化財の保護

〔現状〕

- 市民会館における各種イベントの開催により、市民の芸術文化を鑑賞する機会を充実するとともに、広く市民に文化活動の場を提供し、文化活動を行う団体や個人の育成と地域文化の活性化を図るため、市民文化芸術祭を開催してきました。
- 国名勝「おくのほそ道の風景地」武隈の松（二木の松）や市指定無形民俗文化財の竹駒奴など、文化財に対する市民の愛護意識の高揚を図るため、令和4年度に編纂事業が完了した岩沼市史の活用や文化財めぐりの実施、ふるさと展示室における文化財資料の展示を行うとともに、原遺跡などの埋蔵文化財発掘調査事業を通して、市民の文化財保護意識の啓発と郷土愛の醸成を図ってきました。

〔課題〕

- 中央公民館やふるさと展示室などによる各種企画展や地域講座などを通じて、地域資源を活用した学習活動を推進し、市民の地域に対する誇りや愛着を醸成する必要があります。
- 東日本大震災により被災した文化財資料のデジタル化を一層進め、貴重な財産である文化財を後世へ保存・継承していく必要があります。

4. 生涯スポーツ^{※10}の振興

〔現状〕

- 市民のスポーツ活動の普及・促進を図るため、指定管理者制度を導入し、既存の公共施設や学校の体育施設などを活用しながら、各種スポーツ教室や講習会などを開催し、基礎知識や技術の習得の機会を提供してきました。
- これまで、岩沼市長杯スポーツ大会を主催するほか、東北大会や全国大会に出場する団体・個人に対し助成を行うなど、市民のスポーツ活動を支援してきました。令和5年度からは、企業やスポーツ関係団体との協働により、いわぬまエアポートマラソンからリニューアルしたスポーツイベント、いわぬまスポーツフェスティバルを開催しています。
- 中学校の運動部活動については、これまで、企業や地元大学と連携・協力し、専門指導者を市内体育施設に配置する拠点型と各中学校へ派遣する派遣型による部活動支援を継続して行っています。
- 現在、国において、休日の中学校の部活動の地域移行を推進していることから、本市では、部活動支援の実績を踏まえ、令和5年度より、休日のスポーツ教室の実施や地域クラブ活動に関する相談窓口の設置などといった施策を積極的に展開しています。

〔課題〕

- 高齢者や障害のある人などを含めて、市民が身近で気軽に取り組めるスポーツ活動への環境づくりを一層進め、スポーツを通じた仲間づくり、世代間交流の促進を図るとともに、スポーツ活動に取り組むための適切な運動プログラムの展開や指導者の充実を図る必要があります。
- 休日の部活動の段階的な地域移行では、地域クラブ活動を行う場所や指導者の確保、活動環境の整備、市民への市の移行モデルの浸透、部活動に対する意識改革など様々な課題があります。今後も、平日の部活動のあり方も含め、学校や関係団体等の意見も踏まえて対応していく必要があります。
- 市内の既存公共施設の老朽化が進んでいることから、公共施設総合管理計画に基づく施設の統廃合を考慮しつつ、学校施設の開放などを一層柔軟に活用することにより、市民のスポーツ活動を支える基盤づくりに取り組んでいくことが求められます。

※10 個人的には、生涯にわたって行われるスポーツの存在形態のことを意味し、社会的には、人々がその生涯の各時期において、生活の各分野において、必要に応じて、いつでもスポーツが行えるような多様な機会とその条件を整備することを意味する。

第3章 生涯学習推進のための主要な施策

市民の学習ニーズに対応した多様な学習機会の提供に努め、市民一人ひとりの自己実現と生きがいづくりにつながる学習機会を充実していきます。

また、いつでも、どこでも、誰でも、いつまでも学べる環境づくりを一層推進していきます。

第1節 ライフステージに応じた学習

幼年期から高年期まで、ライフステージにおける各段階の課題に応じた学習が幅広く選択できるように、学習機会の提供と支援体制の充実を図り、市民の学びを支援していきます。

(1) 幼年期（0歳～4歳）

幼年期は、心身の発達とともに生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。

基本的な生活習慣の定着と自立の基礎を育てるため、家庭や地域と協力し、乳幼児一人ひとりの望ましい発達を支援していきます。また、家庭に求められている教育力の向上のため、家庭教育の重要性を啓発していきます。

(2) 少年期（5歳～14歳）

少年期は、学校での集団生活や家庭、地域における生活を通じて、基本的な生活習慣や社会的適応力を身に付けるとともに、思いやりの心や自立心、忍耐力、自主性や協調性などの人格の基礎が形成されます。

生涯を通じて必要となる基礎的な知識や技術の習得、健全な心身の発達に重点を置いた学習機会・支援体制の充実を図ります。

(3) 青年期（15歳～24歳）

社会環境や生活環境の変化の激しい青年期に対応した学習機会・支援体制の充実に努め、青年が主体的に地域で社会参加できるように、社会活動への参加促進に努めます。

(4) 壮年期・中年期（25歳～64歳）

社会の変化に主体的に対応し、社会人としての責任を負い、家庭・職場・地域社会で中心的役割を担うために必要な知識や技能の習得のための幅広い学習機会・支援体制の充実を図ります。

(5) 高年期（65歳以上）

高齢者が長年培った豊かな知識・技術・経験を生かしながら、健康で生きがいのある豊かな人生を過ごすための学習機会や地域の人々との交流の場を充実させていきます。

第2節 生涯学習の推進施策

基本構想で掲げた基本目標ⅠからⅣを達成するため、本節に示す生涯学習の各種施策を推進していきます。

基本目標Ⅰ いきいきとした健康的な生活の増進

(1) 健康に関する学習

健康で生きがいのある生活を送るために、それぞれの年代に応じた健康に関する正しい知識を習得するための講座や教室の開催、運動維持のための地域介護予防教室などの学習機会の充実を図ります。

(2) 生涯スポーツに関する学習

生涯を通じて心身の健康を保つため、少年期対象のスポーツ教室など、様々な効果が期待できるスポーツに関する知識を習得する講習を行うとともに、市民が身近にスポーツ活動に参加できる機会や場を提供します。

(3) ライフプランに関する学習

地域包括ケアシステム^{※11}の深化と充実を図りながら超高齢社会における医療、介護、年金、雇用などの社会システムへの対応や、高年期を、元気に生きがいを持って生活するための講座を行います。

(4) 人権問題に関する学習

すべての差別をなくし、明るい社会を築くために、人権問題についての知識を正しく理解し、意識を高めることができるように、小中学校での人権教室などの学習機会の提供や啓発事業を実施するとともに、相談体制の充実を図ります。

※11 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、身体的能力やライフスタイルに応じて自立した日常生活を営むことができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制。

(5) ボランティア活動に関する学習

ボランティアとして活躍する人材やボランティアリーダーを育てるため、市民に広く健康づくりのための運動や子育てを支援するボランティアを養成する講座や講習会を実施するとともに、ボランティアとしての学習の成果を地域に還元できる機会を提供していきます。

(6) 社会活動、地域活動に参加するための学習

市民がともに尊重し支え合う地域社会づくりに向け、社会における各種活動に参加し、貢献するための意識啓発と活動内容に関する学習を推進し、地域共生社会^{※12}の実現を目指します。

(7) 生涯学習機会の充実

公民館講座などを通して、知識基盤社会における新しい学びと仲間づくりの場を提供し、学習の成果が地域づくりに生かされるように支援していきます。

(8) 食育の推進

食を大切にすることを育み、健全な食生活の実現と心身の健康増進を図るため、小中学校における自校給食の継続や健康食レシピ集を活用した教室の開催、食育の普及啓発週間の実施など、市民と連携し地産地消による食育を推進していきます。

基本目標Ⅱ 豊かな創造性の醸成

(1) 現代的課題に関する学習

社会の急激な変化に対応し、豊かな生活を営むため、現代的課題をテーマとする学習に対して、自ら学習する意欲と能力を高めるとともに、問題解決に取り組む主体的な態度を養うため、参加型の学習機会を提供していきます。

(2) 社会人を対象としたリカレント教育

急速な技術革新や産業構造の変化に対応できる知識・技能習得のために、学習機会の提供やリカレント教育の啓発・支援に努めていきます。

^{※12} 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指す。(厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」より)

(3) 女性、高齢者を対象とした職業能力の開発・向上のための学習

子育てが一段落した女性や就業意欲のある高齢者の再就職のために、関係機関との連携及び、各種講座・教室の開催など、職業能力を身に付ける体制への支援に努めていきます。

(4) 各種産業の振興及び人材育成のための学習

各種産業振興の担い手育成を目指し、地域の良さを学び、地域資源を有効活用した魅力あるまちづくりのために、創業支援セミナーの開催やチャレンジショップの開設など、学習や活動の支援に努めていきます。

(5) 家庭教育に関する学習

子どもたちの健全な成長・発達のために、全ての保護者が子育てや家庭教育に関心を持ち、理解を深めるために、子育て・親育ち講座などの学習機会や情報の提供に努めていきます。また、子育てに関する相談体制や学校・家庭・地域社会との協働による家庭教育の充実を図っていきます。

(6) 情報化に関する学習

AI^{※13}やIoT^{※14}、ビッグデータ^{※15}を活用したデジタル技術の進展に対応できる人材を育てるために、様々な情報機器の活用に関する知識・能力を高めるための学習機会の提供に努めます。また、身近な場所で相談や学習を行える機会を創出するため、市関連施設へのWi-Fi^{※16}環境の整備を進めていきます。

併せて、情報の氾濫や個人情報の流失、インターネットを利用した犯罪やいじめ、情報モラルの欠如、知的財産権^{※17}の侵害の問題に関する知識を習得するために、小中学校において情報モラル教室などの学習機会を提供していきます。

※13 Artificial Intelligence(人工知能)の略。「AI」に関する確立した定義はないが、人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術といった広い概念で理解されている。(総務省「情報通信白書 for kids」より)

※14 Internet of Things の略。あらゆるモノをインターネット(あるいはネットワーク)に接続する技術であり、これまで埋もれていたデータをサーバー上で、処理、変換、分析、連携することが可能になる。

※15 人間では全体を把握することが難しい巨大なデータ群のこと。ビッグデータの連携により、社会に新たなソリューションやイノベーションを生み出すことが期待されている。

※16 Wi-Fi は、ケーブルを使わず無線通信(ワイヤレス)でデータをやり取りする仕組みのひとつ。

※17 人間の幅広い知的創造活動の成果について、その創作者に一定期間付与される財産としての権利のこと。特許権、商標権、著作権などがある。

(7) 青少年の創造性を育むための学習

学校や地域の活動により、自然と人が直接触れ合う野外活動や里山体験学習などの各種体験活動への参画を促進するとともに、優れた芸術や伝統文化に親しむ機会を充実し、青少年の豊かな感性と創造性を育てていきます。

また、地域との連携により、体験活動や地域活動への参加を促進し、ジュニア・リーダーの養成や学校外での運動・文化・芸術に参加できる環境を整え、青少年の健全な人格を形成していきます。

(8) 男女共同参画社会^{※18}の形成に関する学習

男女が個性と能力を十分に発揮しながら、あらゆる分野において社会に参画していくため、互いの人権を尊重する意識啓発の講座や研修の開催など、男女共同参画社会の実現に向けた学習・相談機会の充実に努めていきます。

(9) 市民参画・協働のまちづくりに関する学習

魅力あるまちづくりにつながる学習の機会を提供するとともに、自らがまちづくりに参画できるよう、市民活動、地域活動を支援していきます。

また、市民の生きがいつくりと交流の場として、協働のまちづくりの拠点となるいわぬま市民交流プラザの活用を促進していきます。

基本目標Ⅲ 地域文化の創造

(1) 文化・芸術活動のための学習

市民の感性と創造性を育て、心豊かな潤いのある生活が送れるように、様々な文化・芸術に触れる機会を充実するとともに、市民の文化芸術活動の成果を発表することができる機会を提供していきます。また、生涯学習振興基金を活用し、団体・個人に対する助成を行います。

(2) 岩沼の歴史を理解するための学習

地域の魅力を再認識し、郷土岩沼への誇りと愛着心を育むため、郷土の歴史や人物、文化伝統を理解し、岩沼市史を活用した学習機会を充実していきます。また、ふるさと展示室を活用し、小学校の社会科学習を支援します。さらに、原遺跡の発掘調査事業を広く市民に広報します。

※18 「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」(男女共同参画社会基本法第2条)

(3) グローバル化を担う人材育成のための学習

豊かな国際感覚を育み、言葉や習慣の違いを越えた国際理解を深めるための学習及び、姉妹都市や友好都市との国際交流などを推進し、多文化共生に向けた人材の育成に努めていきます。

(4) 趣味・教養などに関する学習

趣味・教養などの分野に役立つ知識について、広く学ぶことのできる学習機会を充実していきます。

基本目標Ⅳ 快適な生活環境の確立

(1) 環境問題に関する学習

市民との協働により、恵み豊かな環境を持続的に享受できるまちづくりを目指し、地球温暖化や大気汚染、水質汚濁などの様々な環境問題への関心を高めるとともに、循環型社会の形成、自然環境保全等の環境学習・環境教育の充実を図ります。

(2) 自然に親しむための学習

自然に親しむために、野外活動や自然観察などの多様な学習機会や学習情報の提供に努めていきます。また、市野外施設など恵まれた自然環境での活動及び利用を促し、創意と活力あふれる人間形成を図るとともに、市民の自然学習や余暇活動の充実を図ります。

(3) 防犯・防災に関する学習

防犯協会主催の安全教室など、防犯教育に対する支援を行います。

また、東日本大震災の教訓から、普段から災害時においては「自分の身は自分で守る」という意識と行動力を高める啓発などのほか、防災教育の学習機会を提供するとともに、総合防災訓練など、市民と行政が一体となった災害予防体制を一層強化していきます。

(4) 消費者問題や特殊詐欺に関する学習

多重債務や高齢者を狙った振り込め詐欺などの特殊詐欺による事件が多発していることから、市民一人ひとりが、適切に対応し、自らを守ることができるよう、消費に関する情報や学習機会を提供し、注意喚起をすることで当事者意識の醸成を図ります。

第3節 生涯学習推進体制の確立

基本構想で掲げた基本目標Vを達成するため、本節から第9節にかけて示す施策を推進していきます。

基本目標V 学習を支える環境の整備

1. 推進体制の整備

総合的な生涯学習の推進に当たっては、生涯学習の理念を踏まえ、地域の人々の意思を十分に吸収するとともに、官民相互の連携のもとに、それぞれの機能に応じて役割を果たさなければなりません。

このため、市民の生涯学習に関する施策を総合的かつ効果的に行い、生涯学習に関わる行政関係者、学識経験者、学校関係者などとの連携を図ります。また、生涯学習を生かした地域づくりを進めるため、生涯学習事業を推進します。

(1) 外部評価の体制づくり

市の生涯学習施策に対する外部評価の組織として社会教育委員の会議を位置付け、専門的知識や市民目線で、計画遂行に向けた意見や提言を行います。

(2) 庁内推進体制の整備

生涯学習の推進に全庁的に取り組むために、市長を本部長とする「岩沼市生涯学習推進本部」を設置します。

岩沼市生涯学習推進本部

本部長	市長
副本部長	副市長 教育長
本部員	総務部長 政策部長 健康福祉部長 市民経済部長 建設部長 上下水道部長 教育次長

(3) 各課・各施設の施策展開

本推進計画の施策に位置付けた各事業を所管する各課・各施設においては、事業の進捗状況の点検や評価を行い、より良い施策展開に努めます。

2. 関係機関などとの連携

国・県などの行政機関、大学などの教育機関、企業・団体・NPOなどと連携し、学習機会や学習環境の充実を図り、市民の多様な学習活動を支援していきます。

3. 教育機能の充実と連携

豊かな生涯学習社会を実現していくためには、家庭教育、学校教育、社会教育など、それぞれの教育機能の充実を図っていくとともに、学社連携・融合^{※19}の考えに基づき、相互に連携を強化していく必要があります。

(1) 家庭教育

家庭教育は、すべての教育の原点であり、子どもたちが心身ともに健やかに成長していくためには、家庭における保護者の役割が極めて重要です。

保護者同士や学校・家庭・地域社会が連携したネットワークの充実を図るとともに、保護者に寄り添った家庭教育支援を推進するため、子どもの発達段階に応じた必要な知識の習得、家庭教育に関する学習機会の提供、相談事業の拡充や家庭教育支援チームの普及に努め、家庭の教育力の向上に取り組んでいきます。

(2) 学校教育

学校教育は、生涯学習の基礎づくりの場として、児童生徒が基礎的・基本的な学力や体力を身に付けるだけでなく、生涯にわたって自ら学ぶ意欲・姿勢・能力を育てるとともに、人間性豊かな児童生徒の育成を目指すものです。

家庭や地域社会の連携を一層深め、子どもたちの個性を重視しながら、自ら学ぶ意欲の向上と社会変化に対応できる能力を育む教育を推進していきます。

(3) 社会教育

今後ますます加速すると考えられる社会環境の変化や、各ライフステージにおける課題などに対応するため、市民の学習意欲を喚起するとともに、気軽に参加できる講座や学習機会の場を一層充実していく必要があります。加えて、市民の幅広い参加を促すため、ソーシャルメディアの活用や中央公民館等の社会教育活動拠点の機能強化に努めていきます。

また、社会教育に求められる、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を生み出す仕組みづくりや学校と地域との更なる連携強化に取り組んでいくことが大切であると考えます。

市民一人ひとりが、自らの学習課題に取り組み、心豊かな人間性を培い、住み慣れた地域で生きがいのある充実した人生を送れるように、生涯にわたる学習を支援していきます。

※19 学社連携とは、学校教育と社会教育がそれぞれ独自の教育機能を発揮し、相互に足りない部分を補完しながら協力すること。

学者融合とは、学校教育と社会教育がそれぞれの役割分担を前提とした上で、学習の場や活動などの要素を部分的に重ね合わせながら、一体となって子どもたちの教育に取り組んでいこうとする考えのこと。

第4節 学習の場の整備・充実

1. 学習施設の整備

市民会館・中央公民館（昭和61年開館）は、本市における文化振興と社会教育の拠点として長年市民に親しまれており、市主催行事や公民館講座はもとより、民間主催のイベント、社会教育関係団体やその他市民団体の活動、さらには地元企業の社員教育の場として広く利用されています。一方、施設設備の老朽化が進み、時代や社会環境、市の財政状況も変化していることから、料金体系の見直しや管理運営手法など、施設のあり方の検討を継続的に進めていきます。

市民図書館（平成23年開館）、玉浦コミュニティセンター（平成29年開館）、市民交流プラザ（平成30年開館）、岩沼西コミュニティセンター（令和4年開館）は、市民の生涯学習を支援する施設として、多くの市民に利用されています。

さらに、市内の体育施設について、市民のスポーツ・レクリエーションの普及・振興を図り、心身の健全な発達及び福祉の増進に寄与するために、令和元年度より指定管理者制度を活用した管理運営を行っています。これにより、一層の利用者サービスの向上及び効果的かつ効率的な施設運営を図り、併せて、施設・設備の計画的な整備・改修等に努め、良好なスポーツ活動の環境整備を行っています。

2. 野外施設の活用

貴重な里山であるグリーンピア岩沼や千年希望の丘をはじめとする市内の野外施設を、市民の学習の場として有効に活用していきます。

3. 学校開放の促進

生涯学習・生涯スポーツの場として、学校の教育活動に支障のない範囲で校庭や体育館などの学校施設を有効に活用していきます。

また、市内公共施設の統廃合や休日の中学校の部活動の段階的な地域移行を踏まえ、市内のスポーツ関係団体及び地域クラブ活動の拠点として広く開放することができるよう、学校との協議のうえ、柔軟な運用と環境整備を進めていきます。

4. 交通の便の確保

児童生徒の学習施設利用を促すために、市内の小中学生は土日祝日や学校の長期休業中に無料で岩沼市民バスを利用できます。また、交通手段を持たない市民のために、市民バスの運行体系（経路、時刻など）を適宜見直しています。今後も生涯学習関連施設利用者の交通の利便性の向上を図っていきます。

第5節 学習指導者の充実

1. 指導者の発掘・登録・支援

市民の生涯学習を一層推進するためには、地域づくりの担い手となる指導者・リーダーとなる人材を発掘し、広く市民に知らせ、活動を支援する必要があります。

そのため、個人で学習した成果や職業人として培ってきた様々な知識・技術を地域社会に還元しようとする人材を人材バンクに登録・活用し、市民の学びを支える体制の充実を図っていきます。

休日の中学校の部活動の段階的な地域移行や平日の部活動支援の取組を継続・推進するに当たっては、体育施設の指定管理者や大学、企業等と連携しつつ、地域における専門的指導者の確保に取り組んでいきます。

2. 指導者を対象とした研修機会の充実

生涯学習の機運を高め、一層の振興を図るには、各分野の指導者の深い理解と関係職員の実践努力が不可欠であることから、これら指導者・職員の研修機会の充実を図る必要があります。

このため、国や県などが主催の研修や研究機関における現場教育、その他専門的な研修の機会などを数多く活用できるようにし、指導者や職員の積極的な参加を促します。

また、庁内各部署の連携・協力により、自主研修の機会を充実するとともに、各分野の指導者との情報交換並びに連絡調整を図る機会を設けます。

第6節 学習情報の発信

生涯学習について、市民がより身近に感じたり、学習への興味・関心・意欲を高めたりすることが大切です。特に仕事や家族に注力しているため、生涯学習に触れる機会が少ない青年期から中年期の市民への啓発が必要です。

そのために、市広報紙などの紙媒体に限らず、ホームページやSNSを積極的に活用し、学習情報の積極的な広報活動を展開するとともに、施設使用にかかるWeb予約の導入、オンライン学習の推進など、参加方法の多様化に取り組み、市民の様々な学習ニーズに応え、参加を促します。

第7節 学習成果の活用

市民が学習活動の成果を適切に活用することで、生涯学習に対する関心・意欲が高くなり、生きがいをもって心豊かに生活できる社会の実現につながると考えます。

こうしたことから、市民文化芸術祭やいわぬま市民交流フェスティバルについて、時代や環境の変化に合わせた内容の見直しを行うとともに、ホームページやSNSによる市民の学習成果の発表や有効活用など、機会の拡充に努めます。

また、地域社会やボランティア活動などに還元される仕組みづくりを一層推進していきます。

第8節 生涯学習施策の評価

生涯学習の目的や内容、方法は極めて多様であり、これらの実施に際しては十分な成果が得られ、また、有効な活用方策を念頭に置いて行う必要があります。

そのために生涯学習に係る事業や取組について、それぞれの担当課による評価・検証を行います。評価・検証に当たっては、計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Action）のPDCAのプロセスを循環させながら、各事業の取組の改善を図ります。

また、事業や取組の進捗状況を社会教育委員へ報告して内容を精査し、広く市民の声を聞くことで、事業や取組を適切に評価し、その結果を検証しながら生涯学習施策に反映していきます。

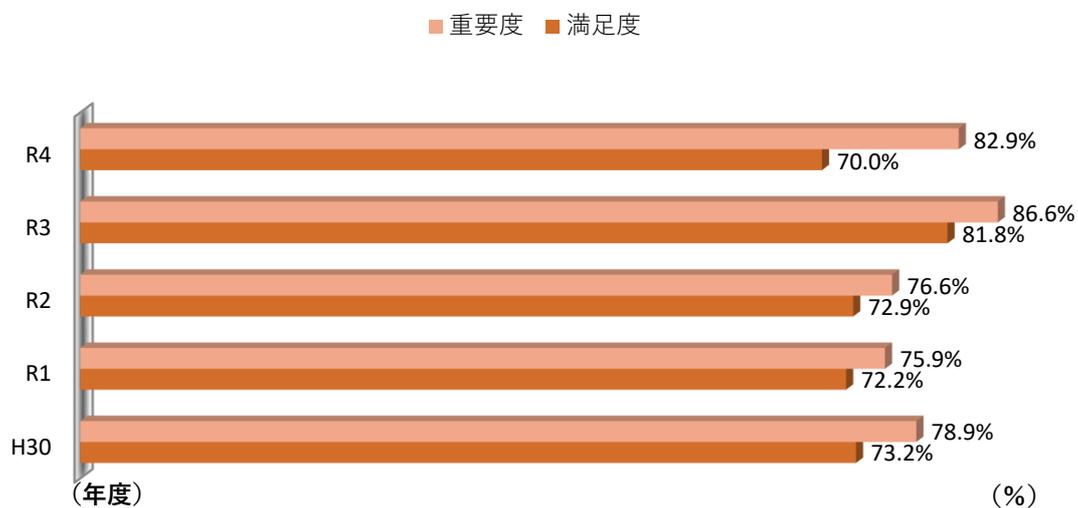
第 3 編 資料編

市民満足度における生涯学習に関する市民の意識

1. 家庭教育の充実

(1) 重要度及び満足度

家庭教育の充実



(2) 年齢別重要度

	H30	R1	R2	R3	R4
10歳代	100.0%	100.0%	87.5%	87.5%	100.0%
20歳代	97.0%	85.7%	98.1%	98.1%	86.5%
30歳代	85.3%	91.2%	92.4%	92.4%	79.7%
40歳代	91.4%	91.5%	91.2%	91.2%	89.0%
50歳代	93.1%	90.8%	89.2%	89.2%	89.9%
60歳代	92.1%	94.1%	93.5%	93.5%	92.6%
70歳以上	98.3%	90.5%	93.5%	93.5%	98.5%

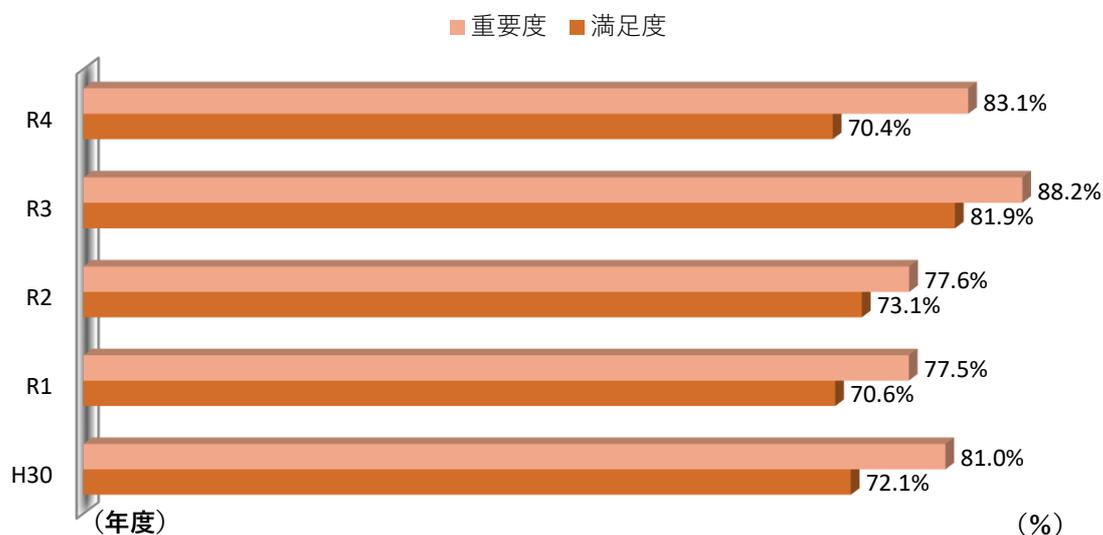
(3) 年齢別満足度

	H30	R1	R2	R3	R4
10歳代	100.0%	75.0%	100.0%	100.0%	100.0%
20歳代	83.3%	87.1%	82.0%	82.0%	62.2%
30歳代	77.1%	70.5%	74.6%	74.6%	64.9%
40歳代	71.9%	77.7%	73.4%	73.4%	73.5%
50歳代	75.8%	77.4%	79.8%	79.8%	73.7%
60歳代	77.8%	72.2%	82.9%	82.9%	76.3%
70歳以上	85.0%	84.8%	77.4%	77.4%	79.7%

2. 学校教育の充実

(1) 重要度及び満足度

学校教育の充実



(2) 年齢別重要度

	H30	R1	R2	R3	R4
10歳代	100.0%	100.0%	85.7%	85.7%	100.0%
20歳代	97.0%	96.4%	98.1%	98.1%	91.9%
30歳代	97.4%	95.0%	92.6%	92.6%	92.3%
40歳代	98.1%	97.9%	97.8%	97.8%	85.1%
50歳代	96.0%	96.2%	95.7%	95.7%	90.9%
60歳代	94.6%	95.1%	96.1%	96.1%	94.3%
70歳以上	100.0%	90.6%	97.4%	97.4%	95.4%

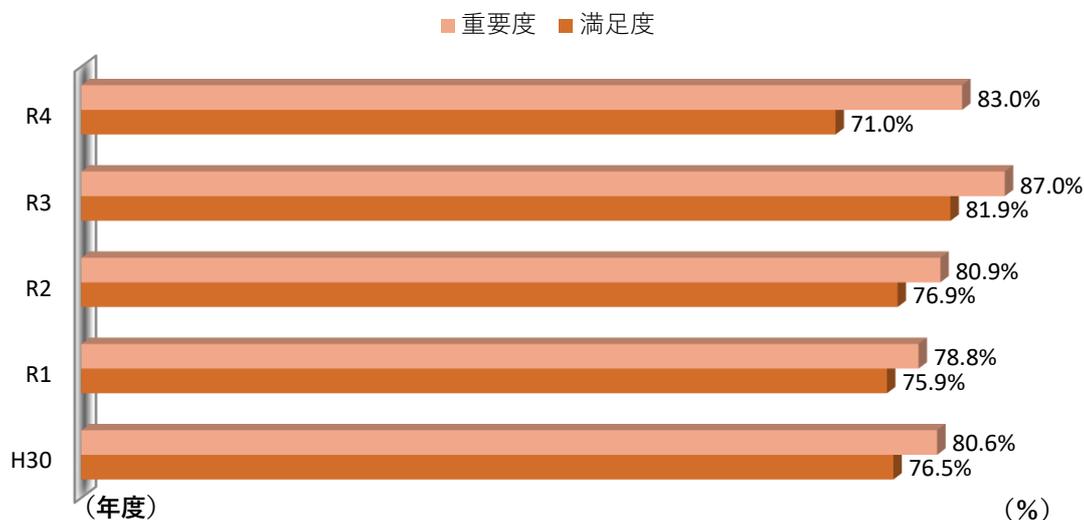
(3) 年齢別満足度

	H30	R1	R2	R3	R4
10歳代	83.3%	75.0%	77.8%	77.8%	100.0%
20歳代	78.4%	83.9%	79.6%	79.6%	73.0%
30歳代	70.2%	71.0%	74.3%	74.3%	61.0%
40歳代	69.8%	73.3%	78.9%	78.9%	73.0%
50歳代	76.0%	77.9%	79.2%	79.2%	76.3%
60歳代	83.1%	74.1%	83.9%	83.9%	79.5%
70歳以上	88.1%	81.7%	78.8%	78.8%	78.1%

3. 社会教育の充実

(1) 重要度及び満足度

社会教育の充実



(2) 年齢別重要度

	H30	R1	R2	R3	R4
10歳代	100.0%	100.0%	88.9%	88.9%	100.0%
20歳代	97.0%	96.4%	98.3%	98.3%	91.9%
30歳代	94.6%	90.0%	88.4%	88.4%	83.5%
40歳代	92.6%	93.7%	96.4%	96.4%	85.0%
50歳代	86.3%	92.5%	91.2%	91.2%	87.1%
60歳代	91.9%	91.4%	95.5%	95.5%	91.9%
70歳以上	96.8%	92.5%	94.0%	94.0%	93.2%

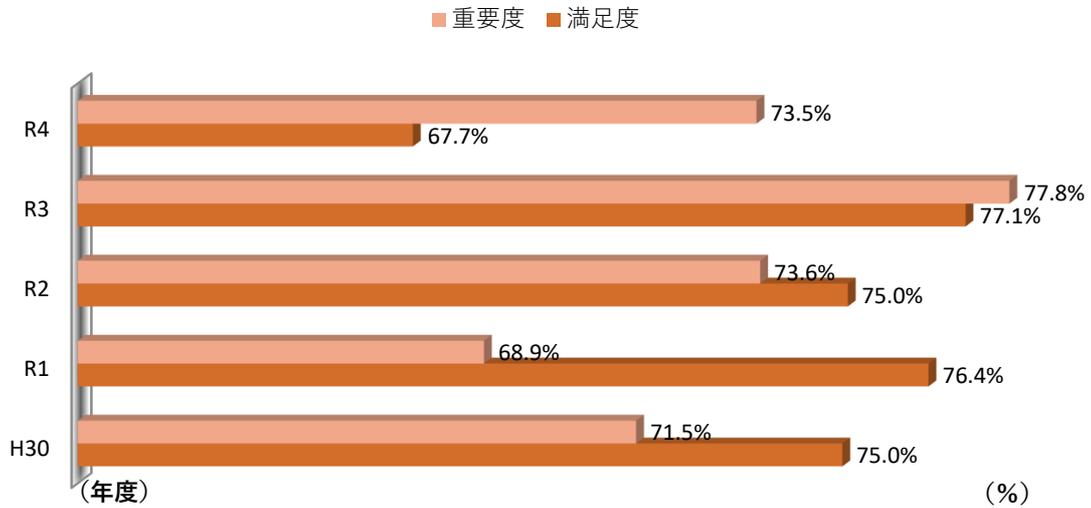
(3) 年齢別満足度

	H30	R1	R2	R3	R4
10歳代	100.0%	100.0%	77.8%	77.8%	100.0%
20歳代	75.7%	90.0%	87.3%	87.3%	73.0%
30歳代	82.7%	77.4%	79.5%	79.5%	67.9%
40歳代	83.5%	82.4%	84.2%	84.2%	74.0%
50歳代	78.2%	77.5%	76.7%	76.7%	74.7%
60歳代	76.4%	77.1%	80.7%	80.7%	72.4%
70歳以上	83.8%	81.3%	80.6%	80.6%	82.9%

4. 文化・芸術の振興

(1) 重要度及び満足度

文化・芸術の振興



(2) 年齢別重要度

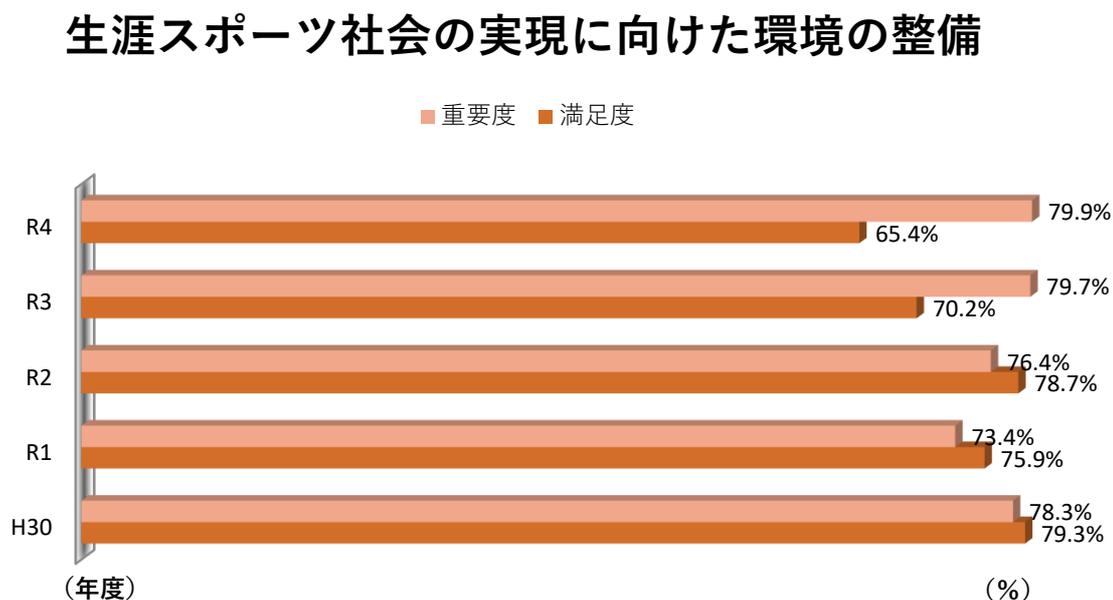
	H30	R1	R2	R3	R4
10歳代	83.3%	100.0%	66.7%	66.7%	100.0%
20歳代	81.3%	71.4%	77.4%	77.4%	70.3%
30歳代	77.3%	75.4%	71.4%	71.4%	67.5%
40歳代	75.7%	76.3%	80.6%	80.6%	70.0%
50歳代	79.2%	74.4%	85.7%	85.7%	83.5%
60歳代	79.9%	76.9%	86.5%	86.5%	81.1%
70歳以上	84.7%	82.6%	84.9%	84.9%	86.7%

(3) 年齢別満足度

	H30	R1	R2	R3	R4
10歳代	72.7%	75.0%	80.0%	80.0%	80.0%
20歳代	75.7%	80.0%	84.5%	84.5%	56.8%
30歳代	75.9%	80.3%	74.3%	74.3%	60.3%
40歳代	79.7%	80.2%	80.4%	80.4%	67.7%
50歳代	80.0%	79.3%	75.0%	75.0%	77.8%
60歳代	76.4%	79.0%	78.8%	78.8%	67.8%
70歳以上	85.9%	85.0%	81.1%	81.1%	83.6%

5. 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の整備

(1) 重要度及び満足度



(2) 年齢別重要度

	H30	R1	R2	R3	R4
10歳代	90.9%	100.0%	88.9%	88.9%	100.0%
20歳代	87.5%	67.9%	92.7%	92.7%	76.3%
30歳代	89.3%	78.2%	74.3%	74.3%	74.1%
40歳代	87.7%	86.5%	90.0%	90.0%	80.2%
50歳代	83.3%	81.0%	85.3%	85.3%	89.1%
60歳代	85.2%	84.8%	85.6%	85.6%	87.2%
70歳以上	90.2%	88.2%	84.5%	84.5%	91.9%

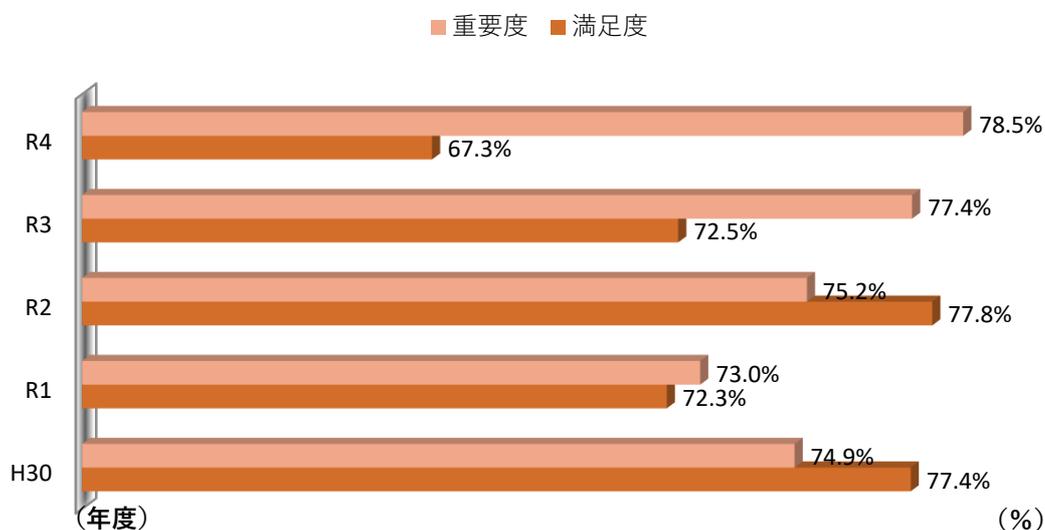
(3) 年齢別満足度

	H30	R1	R2	R3	R4
10歳代	100.0%	100.0%	88.9%	88.9%	100.0%
20歳代	76.3%	87.5%	93.2%	93.2%	65.8%
30歳代	83.5%	75.8%	81.1%	81.1%	65.0%
40歳代	85.4%	85.3%	84.1%	84.1%	59.6%
50歳代	82.7%	83.9%	81.9%	81.9%	68.7%
60歳代	82.4%	68.9%	82.9%	82.9%	69.5%
70歳以上	87.3%	82.7%	77.7%	77.7%	75.7%

6. 地域と連携したスポーツ活動の充実

(1) 重要度及び満足度

地域と連携したスポーツ活動の充実



(2) 年齢別重要度

	H30	R1	R2	R3	R4
10歳代	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
20歳代	81.3%	71.4%	90.4%	90.4%	81.6%
30歳代	81.3%	74.5%	78.3%	78.3%	68.8%
40歳代	81.0%	86.5%	84.1%	84.1%	73.0%
50歳代	81.4%	78.5%	84.2%	84.2%	85.1%
60歳代	82.8%	84.8%	85.6%	85.6%	91.1%
70歳以上	87.1%	84.8%	80.7%	80.7%	90.7%

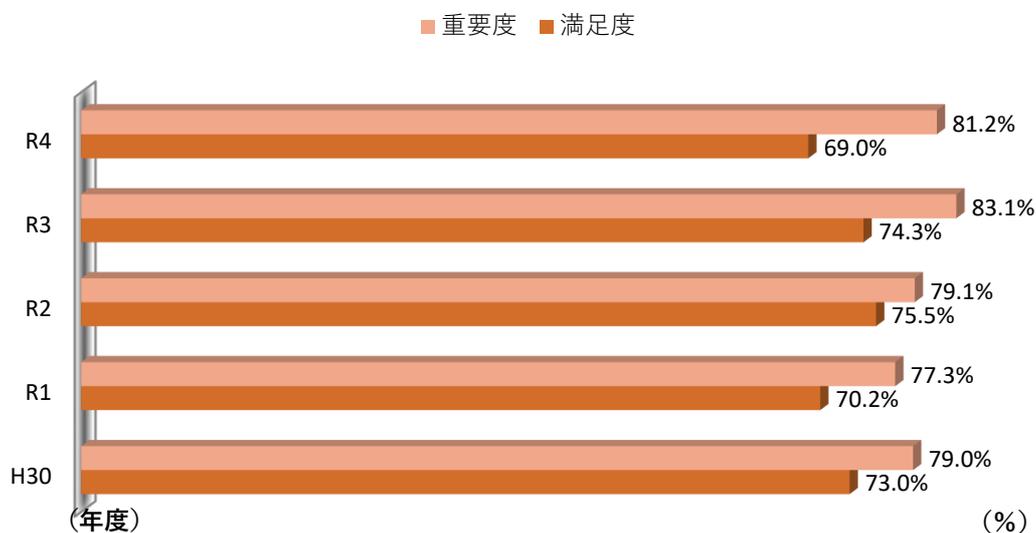
(3) 年齢別満足度

	H30	R1	R2	R3	R4
10歳代	100.0%	100.0%	80.0%	80.0%	100.0%
20歳代	81.6%	84.4%	92.7%	92.7%	63.2%
30歳代	84.3%	76.7%	81.9%	81.9%	66.7%
40歳代	80.7%	73.6%	79.6%	79.6%	64.6%
50歳代	76.3%	85.7%	80.4%	80.4%	68.7%
60歳代	77.9%	68.4%	84.4%	84.4%	72.4%
70歳以上	88.2%	75.3%	78.4%	78.4%	79.2%

7. スポーツ施設の設備充実

(1) 重要度及び満足度

スポーツ施設の設備充実



(2) 年齢別重要度

	H30	R1	R2	R3	R4
10歳代	100.0%	100.0%	88.9%	88.9%	80.0%
20歳代	93.8%	78.6%	92.9%	92.9%	81.6%
30歳代	90.8%	91.2%	83.1%	83.1%	79.0%
40歳代	92.5%	90.8%	92.9%	92.9%	78.0%
50歳代	87.1%	85.2%	88.3%	88.3%	87.1%
60歳代	88.1%	90.5%	87.9%	87.9%	88.9%
70歳以上	88.3%	89.2%	90.7%	90.7%	96.1%

(3) 年齢別満足度

	H30	R1	R2	R3	R4
10歳代	91.7%	80.0%	72.7%	72.7%	100.0%
20歳代	76.9%	84.4%	91.8%	91.8%	73.7%
30歳代	78.8%	73.8%	72.4%	72.4%	67.5%
40歳代	73.0%	73.4%	80.7%	80.7%	66.3%
50歳代	75.2%	76.3%	76.1%	76.1%	73.0%
60歳代	75.2%	63.9%	80.8%	80.8%	71.2%
70歳以上	86.8%	79.3%	76.7%	76.7%	79.2%

社会教育施設の利用状況

1. 公民館の利用状況

	H30	R1	R2	R3	R4
中央公民館	19,697	17,741	7,049	7,319	13,682
旧勤労青少年ホーム	16,031	12,825	3,648	702	
(玉浦教室)	2054	1938	775	784	729
西公民館	15,310	13,601	7,022	7,899	
(西教室)					1,106
合計	53,092	46,105	18,494	16,704	14,411

※旧勤労青少年ホームは令和3年9月末閉鎖

※西公民館は令和4年3月末閉鎖

2. 図書館の利用状況

	H30	R1	R2	R3	R4
登録者数 (人)	17,914 (168,76)	18,749 (17,679)	18,706 (17,879)	15,135 (14,483)	14,531 (13,884)
蔵書冊数 (冊)	198,608 (190,414)	205,474 (197,142)	211,399 (203,037)	215,250 (207,559)	216,032 (208,674)
貸出利用者数 (人)	94,155 (92,830)	76,294 (75,389)	68,640 (68,107)	68,244 (67,800)	78,526 (77,570)
貸出冊数 (冊)	374,290 (368,848)	295,846 (291,877)	249,840 (247,388)	243,259 (240,853)	269,833 (265,805)
受入冊数 (冊)	9,963 (9,546)	8,446 (8,265)	7,394 (7,143)	5,729 (5,165)	5,881 (5,338)

※ () 内の数値は、本館の実績値

社会体育施設等の利用状況

施設名		利用者数（人）				
		H30	R1	R2	R3	R4
総合体育館		80,453	91,604	51,093	19,860	62,519
市民体育センター		29,687	24,704	18,619	0	0
陸上競技場		10,781	26,261	22,377	27,651	29,623
多目的グラウンド		20,116	13,688	12,346	12,578	15,510
朝日山公園	野球場	6,421	3,797	2,096	1,922	2,819
	テニスコート	12,400	3,137	1,993	2,705	3,166
市民テニスコート		15,625	4,158	2,538	2,950	3,154
鍛冶スポーツ公園		360	643	413	474	335
小学校施設	体育館	53,112	20,883	11,028	18,171	24,610
	校庭	41,758	23,289	1,450	1,118	26,524
中学校施設	体育館	27,509	16,234	8,150	9,861	16,621
	校庭	6,468	4,866	80	0	6,640
合計		304,690	233,264	132,183	97,290	191,521

※市民体育センターの令和3年度～令和4年度は新型コロナウイルスワクチン接種会場として使用

※H30年度陸上競技場の利用人数は、改修工事のためH30年4月～6月までの人数となっています。

※R2年2月29日～R2年5月17日、R3年3月27日～R3年5月11日、R3年8月27日～9月12日の期間は、新型コロナウイルス感染症対策のため全施設を閉鎖しています。

※福島県沖地震の影響で、R3年2月14日からR4年6月末まで総合体育館のメインアリーナ及びサブアリーナを閉鎖しています。

岩沼市生涯学習推進本部設置要綱

平成 12 年 12 月 8 日

告示第 88 号

(設置)

第 1 条 市民一人ひとりが、生きがいのある充実した生活をめざして生涯にわたる多様な学習を主体的かつ効果的に行えるよう、市の生涯学習施策を総合的に企画、調整するため、岩沼市生涯学習推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進本部は、次の事項を所掌する。

- (1) 生涯学習推進計画策定に関すること。
- (2) 生涯学習に係る事業の総合調整に関すること。
- (3) その他生涯学習の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長、副本部長及び本部員は別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長があらかじめ指名する副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 推進本部の会議は、部員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 推進本部の議決は、出席した部員の過半数をもって決するものとする。

(幹事会)

第 5 条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 推進本部の会議に付すべき事項に関すること。
 - (2) 推進本部の決定した施策に関すること。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織し、幹事長及び副幹事長は別表第 2 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事は、計画策定に関わる課長をもって充てる。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。
- 6 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に関係職員の出席を求めることができる。

(平 26 教委告示 6・一部改正)

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成13年1月1日から施行する。

附 則 (平成17年告示第19号) 抄

(施行期日)

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年告示第11号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年告示第33号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年教委告示第6号)

この告示は、平成26年5月1日から施行する。

附 則 (令和3年教委告示第11号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年教委告示第4号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

(平19告示11・平21告示33・平26教委告示5・令3教委告示11・令5教委告示4・一部改正)

本部長	市長
副本部長	副市長 教育長
本部員	総務部長 政策部長 健康福祉部長 市民経済部長 建設部長 教育次長 上下水道部長

別表第2 (第5条関係)

(平17告示19・平26教委告示5・令5教委告示4・一部改正)

幹事長	教育次長
副幹事長	まちづくり政策課長